

SaaS型 レコメンドエンジン「楽レコ」ご利用規約

第一条(用語の定義)

レコメンドエンジン「楽レコ」とはコロニーインタラクティブ株式会社(以下「甲」という)が運営するシステム・共有サーバーを利用して、甲と契約した法人、団体(以下「乙」という)がサイト上にて関連性の高い商品や情報をレコメンド表示する甲のサービスをいう(以下「本サービス」という)。

第二条(契約の成立)

乙は甲が指定する書面もしくはメールにより、申し込みを行った場合は契約が成立するものとする。

第三条(サービスの利用目的)

乙は本サービスを商用目的で利用することができるものとする。但し、乙が本サービスを利用して本サービスと同様の、若しくは類似のサービスを第三者に提供することはできないものとする。

第四条(本契約の適用)

1. 本契約は、本サービス利用に関する、甲乙間の一切の關係に適用するものとする。
2. 乙は、本サービスを通じて発信する内容に関しては、本契約の他、インターネットの利用上のモラルを遵守し、甲が必要に応じて行う指導に従うこととする。
3. 甲は、乙に対して電子メールにて通知または本サービスのホームページ上で告知することにより、本契約を適宜変更できるものとする。

第五条(禁止行為)

1. 乙の本サービスを利用してレコメンド表示される情報が以下のいずれかに該当する場合、甲は乙に事前の連絡、通知をすることなく、甲が乙に提供する本サービスの利用を中止することができるものとする。
 - (1)アダルトコンテンツなど、公序良俗に反する情報。
 - (2)特定人物、特定組織等への中傷を行う情報。
 - (3)知的所有権の侵害を行っている恐れのある情報。
 - (4)経済の安全性、信頼性を損なう恐れのある情報(詐欺、のみ行為、ねずみ講等)。
 - (5)反社会的行為に結びつく恐れのある情報。
 - (6)個人の尊厳等を傷つける恐れのある情報。
 - (7)人権侵害の恐れのある情報。
 - (8)個人のプライバシーの侵害、及びそれを幫助する恐れのある情報。
 - (9)その他、甲が不適切と判断する情報。
2. 前項所定の情報であることが判明した場合、甲は乙に通知することなしに、サーバー上の乙の情報を削除するなど本サービスの提供を拒絶し、中止することができるものとする。

第六条(本サービスのシステム保守について)

本サービスを提供するためのシステムは、原則として甲が24時間365日運用するものとする。但し、システムまたは関連設備の修繕保守、故障等、止むを得ない事由による運用停止はこの限りではないものとする。そのような場合、甲は乙に対しては可能な限り事前通告を行うが、天災、突発事故、故障等の場合は通告を省略することができるものとする。以上の事由によって本サービスに一時的な中断、遅延等が発生しても、甲は一切責任を負わないものとする。システム保守に関する問い合わせ対応は、10:00 ~ 17:00の時間内とする。

また、上に定める範囲以外の上位保守サービスについては、専用サーバー契約を結んだ上で、別途協議の上保守内容を決定し、個別契約を結ぶこととする。

第七条(利用料金と支払方法)

1. 乙は、本サービス利用に関し、初回支払いの時に限り、甲が別途定める初期費用および基本月額運用費の3ヶ月間分を前払いするものとする。
(基本月額運用費は、予め想定されるPV数から算出して決定する)
2. 本サービスに関する、実際の月額運用費の計算にあたっては、サービス利用開始日(各月1日)から1ヶ月を計算期間とし、月間PV数(サーバーからのタグ読み込み回数+サイトへの出力回数の合算)を算出して、PV数に応じ、料金が決定される従量課金制となる。
3. 各プラン及びPV毎の月額運用費は、別紙資料の通りとする。

- 4ヶ月目以降の月額運用費の支払は、予め決定された基本月額運用費の翌月分を毎月10日に口座自動振替にて請求し、毎月20日に自動引落するものとする。自動振替に際して発生する手数料は全て乙の負担とする。
5. 乙のサイトが予め設定した基本月額運用費のPVの上限を超えた場合、超えたPVに該当する月額費用-基本月額運用費の差額を、次月の基本月額運用費に加算して請求する。(ご利用開始期間が4ヶ月未満の場合は、個別で請求書を発行する形で請求することとする。)

第八条(利用料金の変更)

1. 乙が、本サービスの解約を申し出た場合、甲は解約申し出の前月までのPV数に従ったコース料金を、最低契約期間の間、乙に対して請求するものとする。

第九条(著作権などの無体財産権、肖像権)

1. 乙が発信する情報で創作した著作物・創作物については、乙自身を当該著作物・創作物の著作者・作者または、肖像権者であるとみなすものとする。
2. 第三者との契約または第三者が著作権などの無体財産権、肖像権を有するとの理由などにより公表・複製または改変等が禁じられている著作物・創作物の公表並びに複製、改変、翻案または翻訳等の権利侵害行為があった場合には、乙に責任が帰属することとする。

第十条(甲の免責)

1. 本サービスを通じて乙がレコメンド表示した情報が第三者や他の契約者に損害を与えた場合には、乙は自己の責任と費用において解決し、甲に損害を与えることのないものとする。
2. レコメンド計算用データの保有期間は原則1ヶ月とする。ただし、計算用データ量の不足などの原因で計算用データの保有・利用期間を引き延ばす際は、甲乙協議の上、個別に決定するものとする。
3. 管理画面から閲覧できる表示数データ・クリックデータの保有期間は原則12ヶ月とし、保有延期を希望する場合は、乙から甲に申し出を行い、別途オプション契約を結ぶものとする。
4. 甲は、第六条におけるシステム保守において、システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に限り、乙のデータをコピーし、利用することがある。この時発生し得る一切の障害免責に関しては、当条各号に準ずるものとする。
5. 甲は、次のいずれかが発生した場合でも乙に対して一切責任を負わないものとする。
 - 本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止。
 - 本サービスにより表示される情報の延着、未達、文字化け等。
 - 甲指定のサーバーに保存・管理されている各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
 - 本サービスに関連してユーザー、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。

第十一条(秘密保持義務について)

両者は本契約の締結、履行および本件の実施に伴い知り得た相手方の情報を秘密として保持するものとする。本条の規定は本契約終了後6ヵ月間、効力を有するものとする。

第十二条(損害賠償)

1. 甲または乙が本契約に定める義務を履行しなかった場合には、本契約の他の条項により免責される場合を除き、不履行により相手方が受けた損害を賠償する義務があるものとする。
2. 前項の場合において、甲は、障害発生時における乙との契約内容の月額料金を限度として損害の賠償を行うものとする。甲は、後に請求する本サービスの月額料から賠償額に相当する金額を減額することにより、前項の賠償請求に応じるものとする。

第十三条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は利用可能日より6ヶ月とする。

なお、最低利用期間修了の2ヶ月前までに、甲にWEBまたは書面によって本サービスの解約を通知しない場合は、本サービスの契約期間は自動的に1ヶ月延長するものとする。以降1ヶ月単位の自動更新が継続される。

第十四条(乙からの本サービスの解約)

1. 乙が本サービスを第十三条で定める期間以前に解約する場合は、自署捺印した書面の解除申請を必要とするものとする。
2. 乙が本サービスを解約する場合は、解約終了日の2ヶ月前に甲に申出ることとする。
3. 利用契約期間内に解約する場合でも、利用契約期間終了時までに発生する料金・費用を乙は継続して甲に支払うものとする。

第十五条(甲からの本サービスの解約)

1. 甲はいつでも、停止の2ヶ月前までに乙に書面にて届け出ることによって本サービスを解約することができるものとする。

2. 乙が次の各号の一つにでも該当する場合、甲は、事前の通知なく、直ちにサービスを解約することができるものとする。
- (1) 本サービス利用開始後、第五条に該当する情報が存在することが判明した場合。
 - (2) 本サービスの料金の支払を滞った場合。
 - (3) 乙が監督官庁から営業取り消し、停止などの処分を受け、情報の発信をすることができなくなった場合。
3. 前項により解約の場合、乙が既に支払った料金は、一切の払い戻しをしないものとする。
4. 第十四条及び本条項に基づいて解約される場合、別途規定される場合を除き、甲乙ともに解約にもとづく損害賠償は発生しないものとする。

第十六条(商標権等)

乙は、甲の事前の書面による承認のもとに、商品販売促進等の目的のため、本サービスの名称・甲の商号、商標・サービスマーク等の無体財産権を使用できるものとする。但し、使用の際には、甲の権利であることを明示しなければならないものとする。

第十七条(届出義務)

1. 乙は、本サービスの申込内容に変更があった場合は、速やかに甲に届け出るものとする。
2. 乙が前項の届出を怠ったために、甲の通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

第十八条(債権譲渡権)

本サービスに関して発生した債権及び契約上の地位は譲渡することができないものとする。但し、相手方が同意した場合はこの限りでない。

第十九条(合意管轄)

本サービスの利用に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属裁判所とする。

第二十条(準拠法)

本サービスの利用に関する問題は、日本法を準拠法とする。

第二十一条(協議義務)

本サービスの利用に関して、本契約、甲の指導により解決できない問題が生じた場合には、甲乙間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。上記、利用規約に反して利用された場合には、登録内容の抹消・登録者名の公開に踏み切る事もあるものとする。

平成30年7月1日制定

SaaS型 レコメンドエンジン「楽レコ」機能及び利用料金

機能及び料金は、別途申込書で定めるレコメンド導入プラン(バリュー、スタンダード、プレミアム)に応じて提供するものとする。

■ご利用機能

項目	機能	バリュープラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン
レコメンド基本機能	PV(閲覧ベース)レコメンド	○	○	○
	CV(購入ベース)レコメンド	×	○	○
	ルールベースレコメド	×	○	○
レコメンド詳細設定	複数レコメンド表示	×	○	○
	ランダム設定	×	○	○
	補てん設定	×	○	○
	カテゴリフィルタ	×	○	○
ランキング機能	PVランキング	×	○	○
	レコメンドクリックランキング	×	○	○
	CVランキング	×	○	○
パーソナライズ機能	閲覧履歴表示	○	○	○
	パーソナライズレコメンド	×	○	○
管理画面	—	×	○	○
携帯端末への表示		×	×	○

■ご利用料金

プラン		バリュープラン	スタンダードプラン	プレミアムプラン
初期費用		¥30,000	¥50,000	¥50,000～
月額料金	0～150,000PV(月間)	¥10,000	¥20,000	¥30,000
	150,001～250,000PV(月間)	¥15,000	¥20,000	¥30,000
	250,001～500,000PV(月間)	¥20,000	¥40,000	¥45,000
	500,001～1,000,000PV(月間)	¥60,000	¥60,000	¥60,000
	1,000,001～2,000,000PV(月間)	¥80,000	¥80,000	¥80,000
	2,000,001～3,000,000PV(月間)	¥90,000	¥90,000	¥90,000
	3,000,001～4,000,000PV(月間)	¥100,000	¥100,000	¥100,000

■ご契約に際しての注意点／機能制限に関して

1. カテゴリフィルタを自動出力する場合は、原則、第一カテゴリまでとする。
※但し、第一カテゴリが5以下で、且、第二カテゴリが当該サイトの第一カテゴリの体を成していると認められる場合に限り第二カテゴリまでをカテゴリフィルタの対象とする事が出来る。
2. 手動でカテゴリフィルタを使う場合は10カテゴリを上限に設置できる。なお、1.2.の併用時には3.を適応する。
3. 1.2.の制限を超えて設置したい場合は、カテゴリ1カ所に対して月額3,000円の追加オプションで対応可能とする。
4. 上記PV以上の場合は別途お見積となります。なお記載価格には消費税は含まれません。
5. PC、モバイルで個別ログを収集、表示する場合は個別契約となります。なお料金は同額となります。
6. 既にご利用中のお客様のプラン変更に関しては、最新の利用規約に準じる形になります。
7. 携帯端末(モバイル・スマートフォン)へのレコメンド表示タグ設置は、1箇所につき20,000円となります。
8. 携帯端末(モバイル・スマートフォン)へのパーソナライズ機能表示は出来ません。
9. ランキングを10件以上表示させる場合は別途、初期と月額費用が発生します。
- 10.レコメンド・閲覧履歴を10件以上表示する場合は別途、初期費用5,000円が発生します。(上限30件まで)